

		裁判長官印	
		被 告 事 件 名	公務執行妨害
		及 び	
		被 告 人 氏 名	根 本 健 司
		年 月 日	昭 和 六 二 年 九 月 四 日
		裁 判 所	大阪 地 方 裁 判 所 第 八 刑 事 部
		裁 判 官	裁 判 長 野 間 洋 之 助
		裁 判 所 書 記 官	大 西 嘉 彦
		檢 察 官	岡 健 太 郎
		杉 岡 郁 夫	杉 本 善 三 郎
		(出頭)	

裁判所

出

頭した

(主任) 池上 健治

弁護人

護

人

川塗 仁紳

立ち会つた裁判所速記官

細田良夫

証拠調べ等

松岡圭子

証拠調べに附する意見

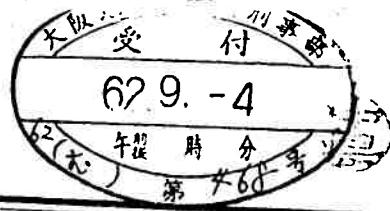
主任弁護人

本日在廷させたる訴訟の証人竹中千恵子にフリス・連絡
したところ供が怪我をいたため出頭も来なりと申返
事があった。

すでに申請済の証人山本聖が在廷し、ひらりで採

用して本日取調べられたり。

検察官



山本訴人の取調請求に対する意見は從前よりである。今日尋ねるところがいつこなづかべく。

証拠等関係カード記載のとおり

指定告知した次回期日

昭和三〇年一〇月二九日午後一時十五分

昭和三〇年一〇月二九日午後一時十五分

心辯申立

被告人

金がなつて来年にならぬとあ頃出来ない。

被告人に対する著しく不利益な公判期日を指定したものであり、裁判官三名の心辯を申立てた。

裁判長

表 半 月

訴訟遅延の目的の申立て認められず却下する。

被告人

附言 抗告を申立てる。

昭和六二年九月一四日

大阪地方裁判所第八刑事部

裁判所書記官

杉 岳 有 一

事件番号

昭和十六年九月第一回三号

証人尋問調書

(この調書は、第一三回公判
調書と一体となるものである。)

裁判所
書記官印

氏名

山本

きよし

年齢

昭和十六年九月一一日生

住居

宝塚市川面三一〇一六

職業

牧師

尋問及び供述

別紙速記録のとおり

以下余白

速記録

原本番号 昭和六一年(刑)第一五五号の一四
昭和六二年九月四日

回口頭弁論

公判

事件番号 昭和六一年(刑)第一二四二号 証

人名 山本聖

弁護人(池上)

証人は牧師でいらっしゃるということなのですが、いつから牧師をしていらっしゃいますか。

六九年の四月から今日に至っております。

六九年というのは一九六九年。

はい、そうです。

証人と本件とのかかわりについてお尋ねしたいのですが、簡単に言うとどういうことになりますか。

一つは根本さんと日本キリスト教団の教師検定試験と一緒に受けたプロ

表 半 月

セスがあるということと、それから根本さんの身柄引受人の一人である
と、そういうことにまとめられると思いますが。

まず、最初におっしゃった日本キリスト教団の教師検定試験ですか。

はい。

これはいつのことなんですか。

これは八三年の一〇月のことです。

その時に根本さんと知合われたということになりますか。

そうです、それが初めてです。

それ以後根本さんと証人とのご関係はどういうふうな関係であつたんでしょうか。

根本さんに私のかかわっている九州の門司大里教会に来る気持はないか

というように、~~身~~寄りに、お説いするといふか、お気持を確かめるとい

うか、そういうことが何度かあつた、そういうことで言い現わせるかと思ひますけれども。

今回この事件がおこつて根本さんが逮捕勾留され起訴された時に身柄引受人の一人になつておられますね。

はい。

これはどうしてなられたのですか。

やはり根本さんと一緒に日本キリスト教団の教師の試験を受けたと、それ京都大学のA三六七号室で二晩にわたつてあつたわけですが、そういうことをお互いに深め合おうといふか、そういう気持が強いですね。

証人はこの事件がおこつた、いわゆるA三六七、京都大学の。

はい。

朋澤請求控訴事件がありますが、この訴訟とは何かかかわりがあるのですか。

根本さんがですか。

いえ、証人が。

私はその控訴事件のもとになつている五人の被告とは別の位置といふか

第三者の位置で、私たちこそが占有者なんだという第三者異議の訴えをおこして来てますのでかかわりがあるわけですけれども、法的にはどうなんでしょうか、直接…。

関連する事件の当事者だけれども、この問題となつた控訴事件と直接関係があるわけではない。

そうです、ただ、その昨年の三月二十四日の時点で参加の申立をしてます。利害関係があるということで参加の申立をしたと。

そうです。

そういうことですか。

はい。

昭和六一年三月二十四日ですけれども、この日は証人は大阪高等裁判所一〇〇七号法廷に傍聴に来られましたか。

はい。

先程言われた参加の申立というのは開廷前にされたのですか。

そうです。

申立をされたのは場所はどこでされましたか。

私は法廷で廷吏の方に書類を提出して受理されます。

その参加の申立書を出される時に受付に出してくれとか、受取らないとかというふうなトラブルはありませんでしたか。

私に関してはそういうことはありませんでした。

当日傍聴に来られていた人の大体の数ですが、何人ぐらい傍聴者がありましたか。きちんと頭数を確認しているわけではないけれども、二〇人足らずであつたろうと思つてます。

証人が傍聴席に入られるに先だつて傍聬人出入口のところで警備員さんなどなたかが注意事項を読み上げて聞かしたというふうなことは記憶されていますか。

はい。覚えていきます。

裁

判

どういう内容の注意事項を言われたかも覚えていますか。

正確には思い出せんが、静粛を保つ旨、あるいは裁判所の指示に従う旨、大体そういう内容だったと思います。

本速記録末尾添付の図面を示す

証人が座った位置を赤まる印で一つつけていただけますか。

(図面に記入した)

証人がその席に座られてから裁判官が入廷されて来るまでの間はどのくらい時間がありましたか。

そうですね、数分という感じですね。

数分。

はい。

その間に、ということは裁判官が入廷されるまでに何か印象に残るような出来事がありましたか。

一つは何故そこに座っているんだという質問がありましたので。

誰からありましたか。

廷吏の方ですね、それで自分としては参加を申立てて受理されているから訴訟関係者だということでその関係者の席にいるんだということを手短に答えたわけですね。

それで了解してもらつたんですか。

いや、了解していただけたという感じじゃなくて、それに対してもうね控訴人席の松下さんが六法の関連条文を読み上げて、いわば援護して下さつたということがありました。

結局、その座る位置についてはですね、裁判所の職員の人との間で決着がついたと言いますか、落着いたのですか。

そうですね、そのことであとは、まあ、黙認されたということですね。その証人席のうしろのほうにある席に座っていたのは証人だけですか、それとも

ほかの人も座つていましたか。

あと二人ほど座つていたと思います。

あと二人ほどといいうのは、どういう人があと二人ほど座つていたんですか。

もう一人は門司大里教会で私と一緒に活動しているといいうか、永里さんですしき、それからもう一人おられたと思うんですけども、その記憶は定かでないんです。

裁判官が入廷されて来ますね。

はい。

着席される。

はい。

席に座られましたね。

はい。

その時に何か裁判所のほうから発言がありましたか。

多分ですね、ほくの記憶では、控訴人松下について、そのあとが聞こえなくて、なんの内容はどうだったんだというようくに定かでないんですね。

控訴人松下についてということは聞いたんですか。

はい。

あとは聞き取れなかつたんですか。

そうです、聞き取れなかつたんですね。

どうして聞き取れなかつたんですか。

失礼ですけれども、裁判長が下向いてなんか口ごもるような感じで発語されたので、割と身近にいる私にもその内容が聞き取れなかつたということです。

裁判官が入廷される時に起立というふうに誰か言いましたか。

はい、廷吏の方が言われました。

そのあと何かおこりましたか。

まあ、ぼくの立場からは控訴人にかかる訴訟参加人だということです
から私は起立したわけですけれども、傍聴席のほうの対応としては起立
しない人が何人かいたと思うんですね、背後で、ですから廷吏の方がさ
らにきつい語調で起立というのを促したと思います。

で、起立したんですか、全員。

それは書記官の方がですね、そのことは争点にしないほうがいいとい
うような感じで、もういいというふうに制止された、廷吏の方をですね、
だからそこはそのままそのままで一瞬が過ぎて行つたということですね。

先程の質問の続きですが、裁判長が控訴人松下について、あと何か言われてそ
れですぐもう終つたのですか。

そうですね、なんかあつけにとられている、ぼくたちはあつけにとられ
ている感じで、内容が聞き取れないままなんだろうなあということだけ
で終つたということですね。

延期しますとか、次回の期日は何月何日とかというふうな言葉は聞かれなかつたですか。

私には聞き取れなかつたですね、ですからあとでその内容は何だつたんだということを傍聴している方とかに聞き確かめて、それでも明瞭でなかつたですね。

聞き取れなかつたのは法廷内が若干騒然としていたからではないんですか。

いいえ、大体今みたいな空氣ですよ、まだ、静かだし、発語すれば聞き取れるという、騒然となるのはそのあとのことですね。

で、すぐに裁判官は席を立つて退廷されようとしたわけですか。

そうです、そのまま退廷されたということです。

じゃあ、法廷に入つて来られてから出ようとされるまでの間はどれぐらいの時間だつたんですか。

着席されるまでに少し、数瞬があつたと思うんですね、つまり控訴人の

確認とか、前に座っているぼくらのこととかを、目を配るというそういう数瞬があつて着席されて、ほとんど意味不明のことを発語されて即座に席を立たれたというのが当日の事情ですね。

裁判官が席を立たれた時に何かおこりましたか。

多分松下さんだと思うんですけども、申立を審理しろという意味の発語されたと思います。

大きな声ですか。

ええ、それはみんなに聞き取れる声だつたと思います。

どなり声ですか。

どなる、どなる方では私の印象ではないので、静かな普通の声ですね。この法廷で当日の事情を述べた警備員の何人かは松下さんが醉払つていいようだつたといふふうなことを言っておられるんですが、そういうふん囃氣がありましたか。

いいえ、そういうことはなくて普通の静かな、終始そういう、まあ、姿

というか、様子ですね。

それから何か飛びましたか。

それから四角い箱が飛んだわけですね。

どのへんからどのへんへ向かつて飛びましたか。

一〇〇七号法廷はこの法廷とはちょっと作りが左右が全く反対になつて
いるということで、失礼ですけれどもそこが控訴人席にあたりますね、
それで裁判官の入口は向こうのほうになると、そうするとそこから：

そこというのは控訴人席のほうから。

はい、控訴人席に座っていた松下さんのはうから右陪席と言われるんで
すか、裁判官のそっちのほうに、まあ、白い物体が飛しようしたという
ことを目撃してます。

それからどういうことがありましたか。

それでぼくは正面ですからパツと見たらその落ちる瞬間に近い瞬間にもうすでに右陪席のうしろ姿はとひらのところにあつたわけです。

そうすると箱ですか。

はい。

のようなものが控訴人席から右陪席のほうへ飛んでいる、それを証人が見た時は右陪席の、三人の裁判官のうちの最後の裁判官が裁判官出入口のドアのほうから出る、出ようとするぐらいの位置だつたと。

そうですね。

それでいいですか。

はい。

それから退廷命令が出たということなのですけれども、その箱が飛んだ時ですね、裁判官のうちのどなたかがうしろを振り返りましたか。

いいえ、振り返るようなことは目撃していません、そのまま入って行か

れた。。

間違ひありませんか。

はい。

それからその法廷の中が騒然となつたのですか。

なる手前ですね、警備員の方が松下さんを取りおさえにかかつたとい
うか。

警備員の方といいうのは控訴人席の斜めうしろのほうに座つておつた二人の警備員
さんがという意味ですか。

ええとね、その二人、そのお二人なのかといいうことはぼくの目には入つ
てないわけですが、とにかくワットと待機していた警備員の方が松下さ
んのほうを取りおさえにかかつたと。

それからどういうことがおこりましたか。

その一瞬あとに被告人とされている根本さんが傍聴席のスイングドアを

通つてその松下さんのところにかけつけたと。

かけつけた根本さんと警備員の人との間でどういうことがおこりましたか。

それで警備員の方々が今度は根本さんを取りおさえにかかったわけですね。

何人ぐらいの警備員さんですか。

ぼくの記憶では二人以上、三人という感じだつたと思うんですね。

なんという警備員かはわからないでしちゃね。

そうですね、その段階では誰というよう判定することはぼくには不可能ですね。

根本さんが松下さんのほうへ行つた、あるいは行こうとした時にはまだ法廷内は騒然としていなかつたんですか。

そうですね。

根本さんが松下さん、控訴人席のほうへ行つてから騒然としたんですか。

騒然という度合いが問題でしようけれども、ぼくがありありと騒然となつたというのは、警備員の一人が根本さんを殴つた、誰にも見えるような殴る行為をしたので、それで一遍になんというのか騒然という空気になんか全体が変わつたと思います。

根本さんが控訴人席のほうへ行つた時点ですが、裁判官は誰か法廷の中に残つていましたか。

いいえ、すでにもう大分前というか、数瞬前にもうすでに裁判官の入口から退出されておられますね。

本件では退廷命令と拘束命令が出たということなんですが、証人が退廷命令が出しているというのを初めて聞かれたのはどの時点ですか。

あのう、はつきりは覚えてないですけれども、大分あとになつてですね少なくともはつきりしているのは法廷に存在してた裁判官の口から直接の発語として退廷とかいう言葉が出たのは全くないわけです。

先程、警備員が根本さんを殴つたと言われましたかね。

はい。

一回。

そうですね、私が見ているのではつきりとやつぱり一回ですね。

根本さんのどこを殴つたというんですか。

根本さんを左ほほといふか、あるいは口の近くの感じですね。

それからどうなりましたか。

それで一遍に驟然となつて、その警備員あるいはその警備員の方たちに
ですね、抗議とかあるいは言葉をあびせるという、そういうことがバツ
とおこつたわけですね。

傍聴者の中から。

そうですね。

警備員に対し抗議の声が上がつたと。

そうです。

どういう言葉だったか覚えていらっしゃいますか。

まあ、正確にはもうそれこそ騒然としているので言えないですけれども、一番印象に残る言葉としては少しあとに公務員の、まあ、なんと言いますか、陵虐罪ですか、そういう発語があつたと記憶しています。

騒然として、傍聴席とそれ以外の部分とを区切るバーがありますが、それから裁判官席のほうに入つて來た人がありましたか。

そうですね、もう、あのう、傍聴席と法廷とか、その仕切りというのはもうほとんど意識されないような状況だったと思いますね。

証人自身はどうしたんですか。

ぼくは、まあ、身動きしないでじつと立つて成り行きを見ているというそういう位置ですね。

ビー玉が投げられたとかね、紙飛行機が飛んだとかというふうなことがありました

たか。

私は見ていません。

ものが投げられたということで法廷外に待機している警備員の方、相当数の方が法廷内に入つて来られたようですが、その記憶はありますか。

ほくの記憶では入口、關係者入口とか傍聴席の入口というものは背中にあたる感じで、それは確認してないですね。

警備員さんらが入つて来てからですね、誰かが退廷命令が出ているから法廷から出て下さいというふうなことを言いましたか。

その種の発語はもつとニュアンスがこういうことだと思うんですね、つまり裁判官が、まあ、なにがしかの発語をされて、そして退廷されたので閉廷になつたということだと、閉廷だからもう法廷から出て下さいと、そういうニュアンスで私は聞いてるわけですね。

誰からですか。

裁判所関係者、つまり…。

たとえばね、主任書記官が書記官席に座つておるでしよう。

はい。

その書記官が何か言いませんでしたか。

その記憶は私にはないです。

ない。

はい。

廷吏さんがおられるでしきう。

はい。

廷吏さんは何か言いませんでしたか。

廷吏さんは言つたかもわからないですね、というのは私は出口のほうにそのあと歩を進めてますから、出口のほうでまた傍聴の方と裁判長が言つたことはどういうことだつたんだという確認をしてる、丁度その位

置が廷吏さんの方のいる机といふか、そのあたりの位置ですね、だから
そこでもう閉廷なんだから出て行きなさいという趣旨のことを直接廷吏
さんから聞いたかもわからぬです。

退廷命令が出ているということは、そうすると聞かなかつたんですか。

退廷命令といふニュアンスで私は聞いてないし、ほかの人もそういうよ
うには聞いてないんぢやないでしようか。

警備員さんらが多数入つて来て、傍聴者で法廷の中に残つてゐる人を法廷から出
そうとしていたんぢやないでしようか。

ええ、それはぼくの受取り方では、さつきも言いましたように、閉廷にな
なつたからもう法廷にいるのは関係ないんだと、出て行つてほしいとい
うことで押し出されて行つたというのがそのすゝ勢ですね。

要するに、警備員さんが傍聴者で法廷の中に残つてゐる人たちを排除してゐたこ
とは見ていいんですか。

排除、排除というのは、ちょっとといいでですか、普通デモなんかで行進したり、座り込んだりするのを警察官、機動隊員が排除しますね、そういうこの排除にかかったという、そういう事態ではなかつたと思うんですね。

そうすると、説得して出て行つてもらうということですか。

そうですね。

昭和六一年二月一〇日でしたかね、その時も同じ事件の控訴審の口頭弁論期日があつたようですが、その時は証人は傍聴に行つてましたか。

はい。

その時と同じような感じなんですか。

その時と同じように、やはり裁判官がもう退廷されたので閉廷になつたと、だから法廷ないし傍聴席にいるのは出て行つてほしいと、そういうことで、まあ、時間がある程度かかつたでしおけれども押し出され

行つたという。

その傍聴に来ておつた人にして行つてもらう作業ですけれどもね、やつてる時に抵抗する人が何人かおつたとかということがありますか。

それはですね、奥のことはわからないわけですね、自分がいる目前のことしかわからないですけれども、印象に残っていることは根本さんが押し出されるということと、それから松下さんが押し出されようとしたといふことは私はつきり覚えていることです。

あなた自身も押し出されたんですか。

いいえ、ぼくはそういうように、ほとんど体に接触されることはありますんでした。

そうすると、自分の意思で法廷の外へ出たと。

そうですね。

あなたが法廷の外へ出たのは入廷してからどのぐらいたつてからですか。

入廷して、一時開廷のところが十数分遅れて裁判官が入つて来られたと
それから、……、どれぐらいになりますかね、……、私が出たのはかな
り早い段階ですね。

あなたはその法廷一旦出られてからまた法廷に入つて来たというふうなことがありますか。

いいえ、私はありませんが根本さんはそういう行動取つたと記憶してます。

一旦出たけれどもまた入つて行つた。

はい。

入つて来たのかな、あなたはどこでそれを見てたんですか。

入口の近く、相当な人たちがむらがつてゐる。

当事者出入口の外側ですか、内側ですか。

うしろ、傍聴席入口の外側という。

傍聴者らを出す作業の際にですね、誰かけが人が出たというふうなことは見るかあるいは聞くかしましたか。

それはそのあと女性が一人、まあ、傍聴人入口の廊下ですね、前の廊下に横たわっていたので心配して見たことを覚えてるんです。

もう一回確認しますが、裁判長が退廷とかね、あるいは拘束とかというふうな言葉を言ったのは聞いてないと、そういう事実はなかつたといいうんですね。

その通りです。

傍聴人が全員法廷の外へ出てからですね、出入口に鍵がかけられたのを知つてますか。

そうですね、それ以降誰も入れなくなつたということですから、ドアノブで確かめたわけじゃないですけれども、鍵はかけられたと思います。

それが何時ごろか記憶がありますか。

それはもう二時に近い、時計を見ながら行動しているわけじゃないので

多分五〇分前後、一時五〇分前後、あとのほうになるのかな、そういう感じでだと思いますが。

それからしばらくたつてからですね、松下さんが拘束命令の執行を受けるという事実があるのですけれども、それまでの間はどれぐらいの時間の経過があつたのですか。

そのあたりの時間のあれば、空気がまた変わるのでですね、空気が変わつてみんながこう落着くというか、騒然という感じが一つの小康状態みたいな空気に変わるので、私もこうゆとりをもつてそのへんは意識とうか、記憶に残っているんですけども、小一時間というのを現場では記憶しているわけですね。

小一時間。

小一時間。

その間にですね、法廷の外へ出された傍聴人のうちの一部はもう帰っちゃった

ですか。

いいえ、誰も帰つてないと思います。

帰つてない。

はい。

どうしてですか。

少なくとも松下さん、根本さんが帰る素振りがない、動こうとする素振りがないことが傍聴者、傍聴関係者の行動を否定していたと思うんですね。

証人も帰らなかつたんでしょう。

ええ、私も帰りませんでした。

何故帰らなかつたんですか。

法廷といふか、裁判所の発語は終つたけれども、私に限してはたとえば参加の申立について決定なり判断が出ていないし、合わせて忌避の申立

をしている、裁判官忌避についてなんらかの裁判所の判断も出ていない
という、それと同時にさつき言った、まあ、根本さんなり松下さんなり
と出発するというか、出て行く、帰るそういう条件がないわけですね。

松下さんとか根本さんはどうして残ってたんですか、わかりますか。

……ほく。

わかるかわからないか。

わかります。

じゃあどうしてですか。

松下さんは当日に来られる前に、東京の裁判で足に負傷されているわけ
です。で、長く立つておられないという様子ですね、それに根本さん自
身が、まあ、はつきり顔面をこう殴られただけじゃなくって、出された
あと中に戻ろうとしたり、そしてまた押し出されたりというプロセスの
中で、もうなんというのか、立つておられないような状態だったわけで

すね、ですから証人控室ですか、そこで休んでおられたということです。

根本さんは。

根本さんも同じように証人控室で休んでおられましたね。

見たんですか。

ええ、それは見ています。

根本さんは証人控室でどんなふうにしてたか見てますか。

それは確かめというか、見に行つたのは廊下で警備員の方たちが拘束命令が出たという趣旨の耳打ちをしているのを聞いて、それを本人の松下さんに伝えに行くために控室に入つたわけですね、ですから松下さんに向かつてそのことを伝えたので根本さんの様子といふのは、そんなに正確に意識されてるわけじゃないんですけども、多分うつ伏せになつていたんじゃないかという記憶です。

あなたが拘束命令が出ているということを耳にされて松下さんに伝えに行かれただ

というのは、拘束命令の執行がされるどのぐらい前なんですか。

……、どれぐらい前になりますか、ある程度時間があつたんですね。

五分とか一〇分とか。

まあ、一〇分はあつたと思います。

一〇分とか。

一〇分はちょっと、それぐらいかもわからないですね、警官隊が待機して、どっちが前後だつたかなという、そのへんはちょっとあいまいなところですけれども。

誰に対して拘束命令が出ているというふうに聞かれたんですか。

松下の拘束だということです。

誰が言つてたんですか。

警備員の方が廊下動きながら耳打ちしているといふか、態勢を整えているというか、そういうことですから、その一人ですね。

そうすると、松下さんは自分に対して拘束命令が出ているということを拘束命令の執行がなされる少し前には知っていたわけですね。

と 思 い ま す。

あなたが伝えたんですね。

ええ、伝え方が問題にされなければですね。

それを聞いて松下さんは特に帰ってしまうとかということも何もしなかつたんですね。

そ う で す。

ちょっと話戻りますけれどもね、松下さんが控訴人席でタバコを吸つたというふうなことを見たことがありますか。

ありませ ん。

う ん。

あ り ま せ ん。

ない。

：

法廷内で誰かタバコを吸つたというふうなことを見てませんか。

私が入口に行つた時に押し出されて来る松下さんが一番手前のいすにしがみつきながら押し出されまいとする動作をされながら、その時にタバコを吸われようとしたことは覚えてますが。

タバコに火がついたんですか、ついてなかつたんでしょうか。

いや、そこは、タバコ口にくわえられて、しかし手は押し出されまいとしている背中を握っているというか、腰を落とそうとしているというか、そういう動作だつたのでそこまでは見てないですね。

法廷から傍聴者らが出されてから小一時間の間、残つていた人たちといふのは一体何をしていたんですか。

まあ、証人控室にいる人がそのふん匂氣といふかの中心だつたんですね、

ほかの人は私も含めてうろうろしたり、どうしたらいいのかという、所
在なげな感じで相当時間を過ごしていると思いますね。

そうすると、みんな自由にトイレへ行つたり、水を飲みに行つたり、いつでも自由に裁判所から出入り出来る状態にあつたわけでしょうね。

そうです、その通りですね、だから事実まだ施錠されてない段階だつた
と思うけれども、松下さんが廊下のベンチで休息されたり、あるいは水
なりを飲まれた、そういうことがあるわけですから、誰もが出入り自由
だつたと、そういう時間帯が相当続きました。

監置の制裁裁判がなされておるんですが、その内容によると酒パックが投げられ
たということになっているんですね、酒パックというのはあなたは当日法廷内外
で目にしたことがあるのですか。

酒パックは、パックは目にしていますけれども中味を飲んでないのでそ
れが酒なのかあるいは水なのかということは特定出来ないです。

先程、倒れていた女性の話が出ましたけれども、その女性はどういうふうにされたのか知っていますか。

こう動かしてはならない状態、こん倒したとか、頭を打つたとか、そういうことだろうと思いましたし、あとで看護婦さんですか、女医さんですかがかけつけて応急の対応をされたと、そして本人も用心して医務室ですか、そっちのほうに運んで行つたというところまで見ていてますよね。その女性が倒れておつた位置なんですが、先程の図面に①というふうに図示してもらえますか。

赤でいいですか。

どちらでもいいですが。

ちょっと横だからこう書いていいですか。

はい。

①ですね。

はい。

(図面に記入した)

その女性ですが、一時証人控室のほうに入つて行つたとか、寝かされたとかといふことはなかつたですか。

それは確認してないです。

見てない。

はい。

あなたが松下さんに拘束命令が出ているということを伝えに証人控室の中に入られた時に松下さんがいた位置ですね、それを②と記入してもらえますか。

(図面に記入した)

あなたは松下さんの隣に座つて話をしたんですか。

入口から入つて机があり、そして入つた人から見れば右手にベンチがあり、その奥に松下さんがおられたと、ここにおられた人のこういう形で

松下さん出来るだけ小さい声で伝えると/or。

それじゃ、松下さんの位置から見ると左隣に誰か座っていたわけですか。

誰か座っていたと思います。

誰かわかりますか。

記憶ではないんですね。

女性ですか、男性ですか。

女性だったと思います。

その女性が座っていたところを③と書いていただけますか。

(図面に記入した)

そのほかに証人控室には何人かいましたか。

あと二人反対側のベンチにいたと思うんです。

一人は根本さんですね。

はい。

根本さんが座っていた位置を④と書いていただけますか。

(図面に記入した)

もう一人いたんですね。

と思うんですね、そこもまたはつきりは覚えてないですね。

男性ですか、女性ですか。

そこもちょっと、こっちの方は多分女性だつたと思いますけれども。

根本さんの左隣に座っていた人は誰かわからぬ。

そうですね、男子学生だつたかな、誰だつたかなあといふ。

根本さんはうつ伏せになつていたんでしようか。

それはつきりそうだつたといふように、印象として心に残つてゐる感じとして、くたびれといふか、相当やられたなあといふ感じで、その印象で述べているんですけども。

相当やられたなあといふのはどういう意味ですか。

殴られたことに発してですね、まあ、デモの経験のある方だとおわかりでしようけれども、決して腕より上はあまり暴行を直接受けないですね、むしろ腹を殴られたり足を蹴られたりという、そういう暴行受けるわけですから、やられたなあという。

そういう推測をしたということですか。

そうですね、それ、そうです。

警備員さんら何人かが拘束命令の執行した時点ですがね、その時に証人がおつた位置、それを⑤と記してもらえますか。

(図面に記入した)

⑤の位置からあなたは証人控室のほうを見てたんですか。

証人控室がちょっと見えるような状況ではなかつたですね。

そうすると人だかりがして。

そうですね、私のまわりを含めて通路に随分人がおりましたので。

そうすると、控室の中の状態、あるいは控室のドア付近の状態は見られない、見られなかつた。

いや、人がすいてる時とか、ガラス、すりガラスみたいなガラスですよね、だから全然見えないとことではなくて、ある程度の様子はわかるわけですね。

それではね、松下さんの拘束命令を執行するために何人かの警備員さんが証人控室の中に入つて行つたのは見ていますか。

それよりもむしろそのあと引きずり出されて来る様子のほうが記憶に残つてます。

入つて行つたのはあまり記憶に残つてないんですか、警備員さんらが。それは確認してないです。

あなたが記憶に残つていると言われる警備員さんらが松下さんを連れ出して来る様子なんですがね、証人が見られたのは松下さんを連れ出して来る時だけです

か、それとも根本さんが連れ出されて来るのも見ましたか。

ええ、根本さんが連れ出されて来るの先です、両方見てます。

それでは根本さんが連れ出されて来る時の様子ですね、証人が覚えておられる範囲でどうであつたか言うてもらえますか。

様子ですね。

はい。

両腕というか、かかえられる、あるいは背中を押される、警備員の方にね、そして根本さん自身は行きたくないからという、腰を落として、むしろこう歩くのを極力ブレーキかけるような姿勢で、連れ去られて行くわけですね。

それはずっとですか。

いいえ、だから腰が落ちて、そうすると足のほうかかえるという、まあ、足のほうと両腕なりを、そういう運び方をされて連れ出されて行きます

ね。

それを見てたんですね。

そうです。小廊下というか、それと大廊下というか、その姿が警官隊の待機しているその向こうへ消えるまでずっと見てますね。

証人控室の出入口付近での根本さんの姿勢なんですがね、お尻をずっと低くしてたんでしょう。

そうですね、当初はね。

どのくらい低かつたですか、ほとんどこう下につくぐらいにお尻を低くしていたんですか。

いえいえ、小廊下の曲がり角になるまではむしろ、こうかがみ気味という程度で、普通にまだ歩く姿勢ですよね。

連れ出されまいと、証人控室内から連れ出されまいと腰を落として足を前へ突張つて抵抗しているような様子じゃなかつたですか。

それはそのあとほうに、曲がり角を曲がって連れ出されて行くプロセスの中でもういう地面に腰がついて足もかかえられて運ばれて行くという。

証人は公妨だとか、現行犯逮捕とかという言葉を聞きましたか。

警官隊の向こうに根本さんの姿が消えてそつちのほうから公妨というふうに聞こえて来たわけですね。

控室の出入口付近でそういう言葉を聞かなかつたですか。

それは全然聞いてないです。

(以上 細田良夫)

弁護人（池上）

松下さんが連れて行かれたのも見ましたか。

はい。

どんなふうな姿勢で連れて行かれましたか。

人だかりのなかから松下さんの姿を見たときには、既に両手を一人ずつ両足を一人ずつ、合わせて四人がそれぞれ手足を持ってそれで運んで行くと。

根本さんに対するは何人で連れて行つたんでしょうか。

三人か四人だったと思います。

それから、後で庁舎外に出てほしいというふうなことを聞いたんですか。

そうですね。前回の二月一〇日のときと同じように傍聴参加を含めてみんな庁舎外まで出るようにとって出されて行つたと。

先程、拘束命令の話を聞かれたようなんですが、退廷命令の話は聞いていないですか

それは小康状態というかそういう段階で前回と同じ二月一〇日の場合同じケー

加一字

裁判所

勾

所

スで退廷という言葉が飛び交うその意味はこの警備員たちにとつて庁舎外への退廷だと排除だとそういう意味で言葉が交わされているし、僕もそういうふうに思っています。

法廷内では退廷命令という類いの言葉は聞かなかつた。

聞かなかつたです。

法廷を出てから聞いた。

だから、閉廷だから出なさいと、その出なさいという言葉が退廷命令なのかと
いうニュアンスの解釈の問題あるでしうが。

証人は庁舎外までの退廷ということで執行を受けたんですか。

私は受けていないです。

あなたが庁舎外まで出られたのは傍聴人らのうちでいいますと、最初のほうですか、
後のほうですか。

ぼくが一番最後ですね。

みんなが連れて出られてあなた一人この大阪高等裁判所の一〇階の法廷廊下におつた
んですか。

裁判所の書記官もすべて立ち去り、あるいはもう一遍戻つてくる警備員の方も
おりましたが、すべての人が去つた後まで私は一〇階の廊下に存在していました。

どうして、あなただけ外に出されなかつたんでしょうか。

私が立つていた位置が裁判所の書記官とか職員が群がつている位置で外から見
れば私もその一人にみれたんだろうと思います。

で、証人は傍聴人の人も警備員もいなくなつてから庁舎外に出られたわけですか。
そうですね。

それから、どうしましたか。

それから、自分の荷物を探してそれから敷地外から出て行くと。

控室内、そこから根本さんらが連れ出された状況について、それを目撃しておった位置ですね、何か裁判所側の方とあなたが話をするとかそういうことがその現場でなかつたですか。

ありました。

それを述べてください。

大廊下のベンチの付近で立っていましたところ、高等裁判所の書記官の一人が私に話掛けてきて牧師さんですねと問われたので、なぜそのことを知っているのかと申し上げたところ、松下さんの神戸大学の事件で私が大阪高等裁判所刑事件第四部で証言したときの書記官の方だったわけですね。それで、少しいろいろ話ををして。

そうすると、あなたがそこで現場を見ている状況については書記官の方も同じ場所で見ておつたということになるんですね。

そうです。

あなたは今の話にも出てきましたように、松下さんの神戸大学における事件の証人として、証言されたとこういうことなんですが、松下さんという方はいろいろな訴訟事件も含めて事件を抱えておられますね。

はい。

そういう関係であなたが関与するようになつたのはいつ頃からなんですか。

直接には、一九七四、五年の神戸地裁の傍聴から始まっています。

あなたは牧師さんということなんですが、牧師さんという職業とあなたがそういう松下さんの関係の事件にかかわりを持たれている関係は簡単に言つたらどういうことになるんでしょうか。

私たちにとって、イエスキリストという存在が一番ものを考えたり、決断しているときの一つの重要な位置を持つていますけれども、ご存じのように、イエスキリスト自身が被告としてそして十字架という死刑判決を受け、そしてそういう事柄を本質的に見て行くのは松下さんを含むそういう裁判の展開というのは大変重要

な示唆というか、照らし出してくれるとそういうことです。

そうすると、京都大学のA三六七の明渡し請求事件、これにもあなたがかかわりを持つたということは今おっしゃられたことと同じ意味でのかかわり合いということなんですか。

はい。

その京都大学A三六七事件というのは、あなたにとつてはどういう意味というか認識を持つておられたんでしょうか、本件事件当日ですね。

やはり、教会とかの問題と重なりますが、だれもが魂の渴きに応じていくことができる、あるいはそこで人に出会い討論ができる、必要な表現を読むことができるとそういう空間と受け取っています。

本件の三月二十四日の高裁民事六部の法廷において控訴人である松下さんが何か物を投げたということはあなたも見ておられますね。

はい。

それは、あなたはそのときに松下さんが物を投げたという行為はどういうふうな意味合いで取られましたか。

一つはイエスキリストという存在が敵対するパリサイ人といたり律法学者によつて食を貪るもの大酒を飲むものと言われているんですね。そういうのが福音書に残っているんですが、それが一つと。キリスト教のなかでは聖餐式という儀式が大変重要で、そこではパンを食べそしてぶどう酒を飲むというそのことの意味を象徴的に伝えてきて今日に至っているんですが、そういう食べるということ、それから翌日にも裁かれた死刑になるというそういう過酷な面と、ほかからはちょっと計り知れない祝福というか喜びというかそういうのが松下さんの行為にも、あるいは聖書で伝えているイエスのプロセスのなかに私には重なって見えるところがあります。

そうすると、証人としては松下さんの行為をきっかけに法廷が騒然としていく状況になり、あるいは退廷命令拘束命令とこういう事態に発展していき、根本さんについて

は刑事事件として起訴されて審理に至ると、こういう事態に拡大されていったことに
ついてあなたの目から見てこれは当時のあなたの認識でもいいんですが、その点はどういうふうにお考えになられたでしょうか。

それは大変過酷な面と同時にいわく言いがたい祝福だろうと、大胆に言わせて
もらえばそういうふうに思っています。

もうちょっと分かりやすく言ってください。

キリスト教の信仰というのは、死刑十字架で死刑を^被葬つた存在がキリストなん
だと救い主なんだ^とが、人類をあがなる意味を持った本質的な存在なんだという
ように把握するのがキリスト教の信仰の共通項だと思うんですね。ですから、
どのような過酷な事態のなかでもそれは私たちの言葉で言えば、神なりキリスト
なり主なりの導きなんだと、その間にもっとも深いよう見えるその向こう
に実は光りが差し込んでいるんだと、そのような意味で未知なる祝福を手
繕り寄せるプロセスだと思つております。

それから、根本さんが当時高裁民事六部から裁判官あるいは書記官と裁判所の職員から特に注目をされているような存在であつたかどうか、その点についてはだれか特に当時認識されたようなことはありますか。

当初は二月一〇日前の段階ではそういうことほとんど考えられないと思ひます。

二月一〇日をへて三月二十四日のプロセスのなかで根本さんがあるいは松下さんが殊更に際立つてというか際立たされたということになつてきたんですね。

何か具体的な理由はあるんですか。

それは二月一〇日に全員が庁舎外に排除されるプロセスと、それから庁舎外で根本さんを取り囲んでいろんな人が根本さんからの言葉なり表現なり態度を引き出そうとしたそういうプロセスがありますから、それによつて裁判所特に警備の方々の目に止まつたことはあつたと思います。

三月二十四日の高裁民事六部の法廷ですね、ここの中において根本さんが特に先程のような意味で注目されるような状態というのはあつたんでしょうか。

それは松下さんが取り押さえられたときに、根本さんがスイングドア越しに松下さんのほうに駆け込んだというそのことが一番じゃないんでしょうか。

そうすると、裁判所の職員とか警備員の方から見ると、根本さんというのが特に先導的な人間であるというふうに認識された可能性があるということでしょうか。

先導的というかその一瞬が根本さんにとつても私たちのだれにとつても一番大事な一瞬だと思いますし、そのことが裁判所あるいは警備員の方に過激な行為をする人物として映ったかどうか僕は言えませんが。

根本さんが松下さんのところへ行つて、そこでもみ合いなりあるいは警備員が根本さんを殴るという行為事態があつたんですね。

はい。

それをあなたも見ていいんですね。

はい。

それに対する傍聴人の反応はあなたは当時見ておりますか。

騒然として抗議の声をあげる人々の声が多数飛び交つたです。

どういう内容の抗議でしたか。

さつきも申し上げましたように、公務員の陵虐罪で告発するぞとかそういう趣旨の言葉が印象に残っていますが。

それは傍聴人がだれに言つておりましたか。

根本さんを押さえているあるいは根本さんを殴ったあるいは警備の責任者、こつちからは分からぬんですが、そういう警備の方々に集中したそういう抗議の声ですね。

根本さんを殴った警備員の方はそこにおられたんですか。
その瞬間は。

それから後は。

その後は僕はつきり確認していないんですが、多分連れ出されたように思いますけれども。

はつきりそれは確認していなんですね。

はい。

法廷から廊下にみな出されて、廊下におつたりしてますね。

はい。

そういう段階では先程根本さんを殴ったことについての抗議というふうなことはなかったですか。

廊下に出されて小康状態で全体が落ち着くプロセスのなかで、傍聴人の何人かが警備の人と顔を合わせる度にすれ違う度に、名前はだれだとそういうことをいろいろ：：

名前というのはだれの名前ですか。

殴った警備員の名前を尋ねたり、それからそういうことをいろいろ普通の話声であつたわけですね。

それから、松下さんが投げたその四角いパックですね、それについてこれはその後ど

ういう扱いになつたかについて何か知つていることがあるんですか。

法廷が施錠される前に、既にその白いこの入れ物は傍聬人のさげかに回収されていたと思います。

それを見ておるんですか。

それが退廷排除というか序舎外に連れ出されるプロセスでその箱も連れ出されたといいますか、運び出されているわけですね。

それから、三月二十四日当日、あなたが見聞したことについてあなたは何か書面を作成しておるでしょうか。

はい。一週間ほど後の日付けで報告書の序という文書をしたためています。

それは弁護士事務所にお届けして、公証人の公証を受けていると思います。

公証人の確定日付印ですね、それを受けていると。

そうです。

そこに書かれていることは、事件後すぐということで当時の状況を詳しくより正確に書いているとお聞きしてよろしいですか。

うそは書けないですが、事柄の半分ほど書いているわけです。

弁護人（池上）

先程、根本さんが殴られるのを見たという話ですが、それ以外にだれかから暴行を受けられるのを目撃したことはあるんですか。

それ以外には直接ありません。

根本さんが警備員の方に体当たりしたということはありますか。

ありません。

弁護人（川瀬）

あなたが最初傍聴席に入られたとき、裁判官がまだ入廷する前の段階で、制服を着た法廷警備員が法廷内に何名くらいおったかは確認というか見ておりますか。

少なくとも四、五名はおりました。

今までいろんな裁判所側の職員の方とか証言によると、控訴人席の松下さんの斜め後方に二人おつただけで、後はいなかつたと後はみんな廊下で待機しておつたところいうことなんですが、あなたの記憶だともっと多かつたということですね。

そうです。

で、松下さんの控訴人席の松下さんの後ろのほうに二名がおつたということは大体あなたも見ておられますか。

斜め後ろということですね。

根本さんを殴ったという警備員がどんな人だったかというのは覚えていらっしゃいますか。

見れば特定できますが、言葉で言えばやや長身で眼鏡を掛けた男性と。

昭和六一年四月三日付けの実況見分調書を示す

ここに写真が添付しておりますが、このなかに根本さんを殴った方というのは写つているでしょうか、顔を見てください。

（証人、写真を見て）これですね。

これというものは、写真第一四号で立会人伊東警備員の指示説明状況というような説明
がありますね。

はい。

それでいいですか。

はい。

あなたの記憶ではこの方であると。

はい。

今の方は同じ実況見分調書の図面の見取り図の第八号というのが添付されているわけ
ですが、この第八号を見ますと控訴人席の後方にこの見取り図においても法廷のなか
における警備員として、記載されておるうち二名の警備員の方が書いておるんですが、
裁判席に近いほうに座つておった方という感じなんですが。

席はちょっと特定できないですね。

傍聴席に入ったときにそこに座っている警備員の方まではどうだつたか覚えていないですか。

その段階では覚えていないです、殴ったシーンが強烈で。

被告人

山本証人はさつき裁判官から退廷命令及び拘束命令は出ていないと言つたが、それがこの裁判でも重要な一つのポイントだと思うんだが、弁護人側からこの裁判官の証拠請求が行われているのだが、裁判所は今のところ認めていないんだがそれを牧師としてその日本キリスト教団等と重ね合わせたときどのように見えるか何か意見があれば、イエスの行動軌跡と重ねて言うしかないんですが、イエスが裁かれたのはローマ帝国のポンテオピラトと言われているんですが、彼自身も被告人だつたと、というのは変な判断なり判決を下すとローマ皇帝自体に裁かれる高級官僚の人ですから、そういう位置にあつたという、あるいは民衆を含めてイエスを裁いていったパリサイ人あるいは律法学者と言われている存在 자체がイエスを裁

くことで、何者かによって歴史を通して、二〇〇〇年以上にわたって裁かれ続けていいるという信仰の目からそうなので、やはり事柄は本質的に最終的に明らかにされるだろうと、ただこの裁判のプロセスそれがこの明らかにされ始めるならばそれ以上のことはないと思っていますが。

弁護人（池上）

この事件で証人になるということでいろいろ難しい点があるよう伺つておるんですが、その点について証人が知つてゐる事実がありますか。

私が考へてゐることを最後に付け加えさせていただきたいんですが、証言のしにぐさとかこの事件の分かりにくさというのは、私個人にとどまらずにいろんな形で引き出せると思うんですが、それは私もさつき証言のなかで述べましたが、松下さんの事件について高等裁判所で証言したときの視点は権力の水準に対する宗教者の視点、見る眼差しということで証言してきただわけですが、けれども、①その事件についてはそれだけではというかもっと深い存在に対する

視点、宗教者としての視点ということが私にも問われてきていると、こういう
ように思いましたし、それは抽象的な言い方ですが、権力の水準を法的な水準
よりもそれを含んでもっと自己死にかかわる問題であると、子供とか連合いに
かかわる問題であるとか、そういう対的な問題あるいはその他闇的な領域の問
題も含めて、存在_{相対}^{統体}の問題として問われているんだという感じがさつきまで
の証言をさせていただきながら感じたことですね。それをお伝えしてという気
持ちで証言させていただいたわけです。

(以上 松岡圭子)

昭和六ニ年九月一一日

大阪地方裁判所

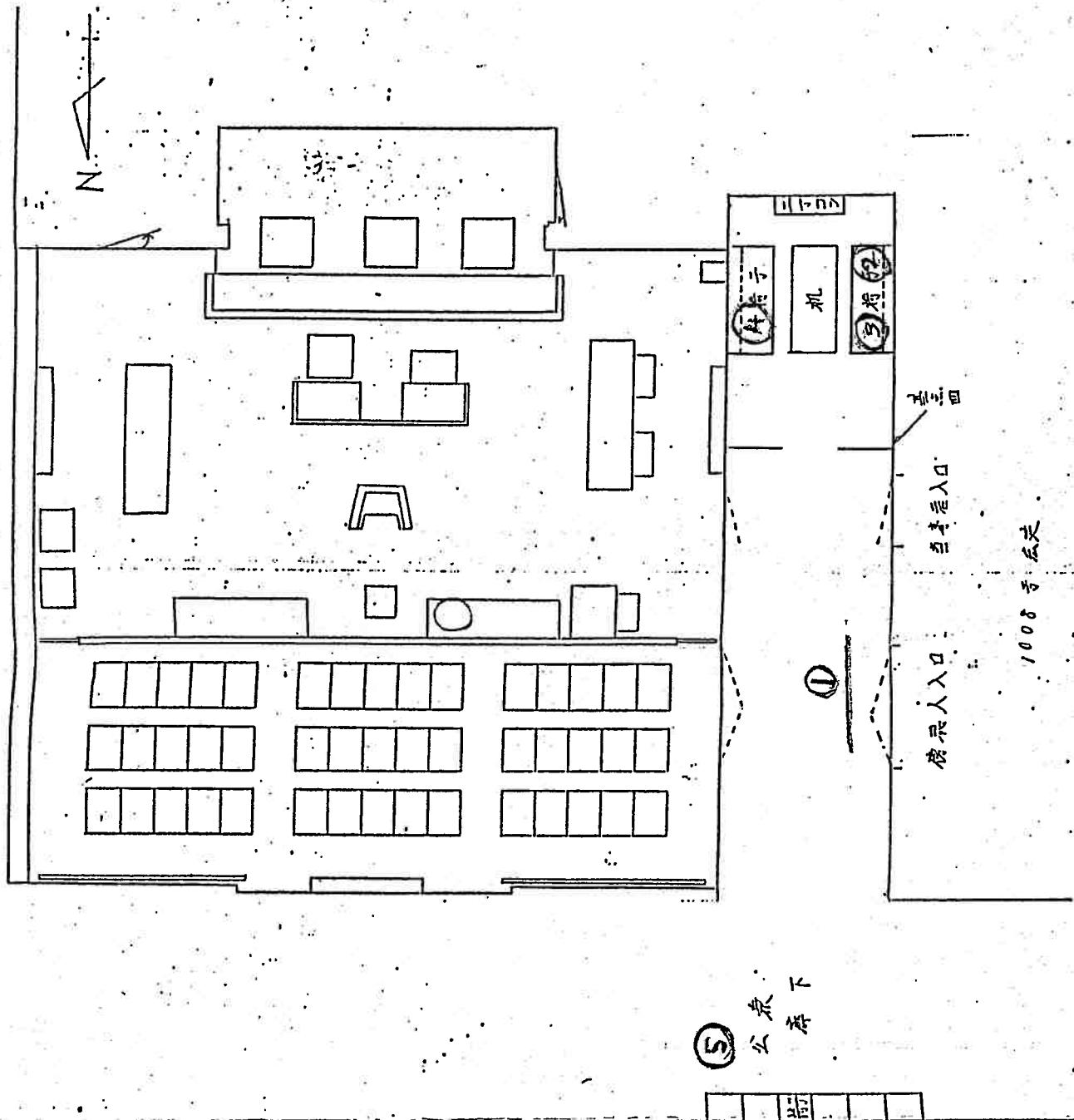
裁判所速記官

細田良夫



裁判所速記官 松岡圭子





1986年九月四日
山本 勇士

宣

誓

良心にしたがい、知つていることを
かくさず、正直に述べることを誓い
ます。

証人山本

死

(刑)

事件番号 昭和大一年(ヤ)第一二四三号

証人尋問調書

(この調書は、第一三回公判
調書と一体となるものである。)

裁判官印所

氏名	今木之久
年齢	昭和三十一年二月六日生

職業

札幌市中央区南一一木
西二三丁目旭ヶ丘シニロスニ・八ノ

裁判長

尋問続行。

以下余白

事件番号 昭和六年(西暦)一月一日

証人尋問調書

(この調書は、第一回公判
調書と一体となるものである。)

裁判所
書記官印

氏名	今木 そり
年齢	昭和三十一年二月六日生
職業	札幌中央区南一ノ条 西二三丁目旭ヶ丘シエラス二〇八号

三塗弁護人

物からぬとおもふ――。

「お前に先立つたことをやめよ」

さうのは、数日前から大股に来て、まさか

空氣が薄く咽喉を痛めていたと。

次に、物からぬ月の前人だとして予定

されており、昨日はまだある時間になり

「うれしい事で準備が出来てない」と

三番目に、物からぬ月の前人だとして予定

表 半
月

之にフニ、仲間の人達との面々計三回併
か生じ、さうしたつにフニも生じた」と思ひ
ます。左日は訴人の経歴等についての言え未だつか。
次回は尋ね一回

裁判長

終行。

以上

宣

誓

良心にしたがい、知つていることを

かくさず、正直に述べることを誓い

ます。

證人

鈴木

の

(刑)